

京都市消防局訓令乙第14号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局救急規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市消防局長 三浦 孝一

第9条第1項中「若しくは」を「又は」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、署長は、救急救命士を1名以上充てるものとする。

第9条第2項を次のように改める。

2 特設救急隊（京都市消防局災害活動組織規程第2条第6項の規定により特設隊として編成する救急隊をいう。）の編成については、別に定める。

第13条第1項中「第9条第1項」を「第9条第1項前段」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

（消防局安全救急部救急課）